

平成 28 年 6 月 22 日

地方公共団体情報システム機構
理事長 西尾 勝 殿

地方公共団体情報システム機構 代表者会議
議長 飯泉 嘉門

システム障害の総括を踏まえた対応について

代表者会議は、地方公共団体情報システム機構法第 9 条第 2 項に基づき、本日、西尾理事長から、今般のシステム障害に関連して、障害発生の原因・背景及び再発防止策等について報告を受けた。

理事長からの報告を踏まえ、代表者会議としては下記の対応を指示する。これらの指示を踏まえて業務を着実に実施していくこと。

記

- 1 今回の障害が事業者における設計不備、適合性評価の不足に起因するものであったこと、またコンソーシアムを構成する事業者間の連携不足により原因特定に時間がかかったことなど当該コンソーシアムの責任は重大である。機構においては、事業者に対するチェック機能を強化するなど、プロジェクトマネジメント能力の一層の強化に努めること。
- 2 今後同様の障害を発生させないため、機構が運用するシステムの総点検を確実に行うとともに、平成 29 年に開始予定の情報連携に向けて、それぞれの役割分担を十分に踏まえた上で、内閣官房、総務省等国の機関、地方公共団体と緊密に連携して準備を進めること。また、万が一、障害が発生した場合においても迅速な対応ができるように準備に万全を尽くすこと。
- 3 地方公共団体に対しては、機構が運用するシステムに関する十分な情報を提供するとともに、情報システムの専門機関である地方共同法人として、地方公共団体の情報システムに関する支援を強化すること。

以上